葉山町告示第63号

公示送達書

次の書類については、送達を受けるべき者の住所、居所、所在地等が不明のため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達をします。この掲示を始めた日から7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

なお、この書類は葉山町総務部税務課に保管してありますので、送達を受けるべき者は交付の請求をしてください。

令和8年11月11日

葉山町長　山梨　崇仁

送達を受けるべき者の氏名又は名称	備　考
高橋　清一郎	国税徴収法（昭和34年法律第147号）第62条